## 東京医科歯科大学病院臨床栄養部規則

平成24年7月13日 規 則 第 8 3 号

(趣旨)

第1条 東京医科歯科大学病院臨床栄養部(以下「臨床栄養部」という。)については、東京医 科歯科大学病院規則(平成16年規則第106号)に定めるもののほか、この規則の定めると ころによる。

(目的)

第2条 臨床栄養部は、病院長の管理の下に、基盤診療部門として臨床栄養管理、給食管理を行うことのほか、これに関連した教育及び研究を行うことを目的とする。

(業務)

- 第3条 臨床栄養部は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 栄養管理計画書の作成・評価に関すること。
  - (2) 医師及び看護師に対する栄養管理についての提言に関すること。
  - (3) 栄養食事相談・指導に関すること。
  - (4) 栄養サポートチームに関すること。
  - (5) 給食の献立の作成に関すること。
  - (6) 委託業務の指導・監督に関すること。
  - (7) 厨房の施設設備や衛生の管理に関すること。
  - (8) 給食に係る調査・統計及び報告に関すること。
  - (9) 学生、病院研修生等の教育に関すること。
  - (10) 栄養療法の研究に関すること。
  - (11) その他栄養に関すること。

(職員及び職務)

- 第4条 臨床栄養部に、次の職員を置くことができる。
  - (1) 部長
  - (2) 副部長3名
  - (3) チーフ
  - (4) 主任
  - (5) 医療技術職員
  - (6) その他必要な職員
- 2 部長は、大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科又は東京医科歯科大学病院(以下、「本院」という。)に属する教授、准教授、講師(特任教員を含む)若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
- 3 部長は、病院長の命を受け、臨床栄養部の管理運営に当たる。
- 4 副部長は、大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教員(特任教員を含む)若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。なお、医療技術職員を本職として充てる場合は、次条第1項から第6項までは適用しない。

- 5 副部長は、部長の職務を補佐する。
- 6 チーフは、部長の命を受け、技術に関する業務を分掌する。
- 7 主任は、部長の命を受け、業務を分掌する。
- 8 その他必要な職員は、部長の命を受け、業務を分掌する。

## (選考)

- 第5条 部長及び副部長の選考は、病院運営会議の議を経て、病院長が決定する。
- 2 部長及び副部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、部長及び副部長の任期の末日 は、当該部長及び副部長を任命する病院長の任期の末日以前とする。
- 3 病院長は、部長及び副部長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。
- 4 部長又は副部長が任期途中で欠けた場合の後任の部長又は副部長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 定年退職日が第2項の規定による任期の末日前である部長及び副部長の任期は、第2項の規 定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
- 6 前項の適用を受けた者の後任の部長及び副部長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。
- 7 前条第1項に掲げる職員のうち、部長、副部長、チーフ又は主任について、医療職員本給表 (一)を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学技術職員の役職に関する 要項(平成25年制定)を適用するものとする。

## (運営委員会)

- 第6条 臨床栄養部の円滑な運営を図るため、臨床栄養部に運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、次の事項を審議する。
  - (1) 臨床栄養部の運営に関する基本的事項
  - (2) 臨床栄養部に必要な規則の制定及び改廃に関する事項
  - (3) その他必要な事項

## (委員)

- 第7条 委員会は、次の委員をもって組織する。
  - (1) 部長
  - (2) 副部長3名
  - (3) 大学院医歯学総合研究科(医学系)の臨床系教員2名(内科系1名、外科系1名)
  - (4) 大学院医歯学総合研究科 (歯学系) の臨床系教員 1名
  - (5) 副看護部長1名
  - (6) 看護師長 若干名
  - (7) 医事一課長
  - (8) 医事二課長
  - (9) 医療支援課長
  - (10) その他病院長が必要と認めた者
- 2 前項第3号から第6号及び第10号の委員は、病院長が委嘱する。
- 3 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の 任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、部長をもって充てる。

(委員会の招集等)

- 第9条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、原則として年に3回開催するものとする。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ定められた委員がその職務を代行する。

(議事)

- 第10条 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 2 第7条第1項第2号から第8号までに規定する委員が、やむを得ない理由により委員会に 出席できない場合は、その代理の者を出席させることができる。
- 3 前項の規定による代理出席者は、当該委員会において委員とみなす。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員会は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(栄養小委員会)

- 第12条 委員会は、第3条に定める業務を行うために必要な具体的事案の対応を検討するため、 栄養小委員会を置く。
- 2 栄養小委員会で検討された事項は、委員会に報告する。
- 3 栄養小委員会について必要な事項は、別に定める。

(事務)

第13条 委員会に関する事務は、病院事務部医療支援課が行う。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、臨床栄養部の業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第15条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附則

- 1 この規則は、平成24年7月13日から施行し、平成24年7月1日から適用する。
- 2 東京医科歯科大学医学部附属病院栄養委員会内規は、廃止する。

附 則(平成25年8月1日規則第90号)

この規則は、平成25年8月1日から施行し、平成25年6月1日から適用する。 附 則(平成26年2月3日規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月19日規則第45号)

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。 附 則(平成27年3月31日規則第92号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日規則第51号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月20日規則第86号)

この規則は、平成30年9月20日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則(令和3年9月30日規則第94号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。